

医薬局 監視指導・ 麻薬対策課

医薬品や医療機器に対する品質確保のための、ルールが守られた製品が流通するよう、不良医薬品・医療機器等の取締りや製造販売業者等への監視指導に加え、法律で規制されている麻薬・向精神薬・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するための指導監視・捜査、青少年等への予防啓発等を行っています。



内容に関する
参考ホームページ

医薬品等の品質確保や適切な流通に向けた監視指導

医薬品や医療機器等が効果を発揮するには品質確保や適正使用が欠かせないことから、その製造、販売、表示、広告等について必要な規制（ルール）が設けられています。当課では、ルールが遵守され国民が安全な医薬品等の恩恵を受けられるよう、自治体やPMDA、国立医薬品食品衛生研究所等の関係機関とも連携して、製品や事業者に対する監視指導・取締り業務を行っています。不正・不良医薬品等を流通させた事業者に対しては、製品の販売中止や回

収、医療従事者への情報提供等を指導するほか、注意喚起のため、当課からも国民に対して事例の周知を行っています。

また、一度設けられたルールも監視指導状況や環境の変化に応じて、より良いものに見直すことが重要です。近年発生した医薬品の不適切製造事案を踏まえ、更なる法令遵守や品質確保の実現のため、法改正も含むルールの見直しに取り組んでいます。このように保健衛生上の危害の発生、拡大を防止し、国民の健康を守るため、日々の業務を行っています。

麻薬等の薬物の乱用防止、医療用麻薬の適正使用の推進

法律で規制されている麻薬・向精神薬・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、取締りと予防啓発に係る企画立案を実施しています。モルヒネ等の麻薬は、適切に用いれば、病気による強い痛みを緩和できるなど有用である一方、乱用されると乱用者本人の心身のみならず、その家族や社会に対しても甚大な影響を及ぼします。このため、麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬等の使用を医療や研究の用途に限定するとともに、不必要な製造・輸出入・販売等がなされないよう、地方厚生局麻薬取締部や自治体と連携して、監視指導や捜査を行っています。また、特に若年層を対象として、薬物乱用防止のため、薬物に関する正しい知識の啓発にも力を入れています。

また、大麻取締法が改正され、大麻由来の医薬品について、麻薬として医療等の用途が認められました。医療現場において、麻薬が適切に使用されるよう、医療用麻薬の適正使用ガイダンスを作成するなどの取り組みを行っています。

医薬品、違法薬物等による危害を防止し、 国民の健康を守る



医薬局
監視指導・麻薬対策課 危害情報管理専門官
治田 義太郎
HARUTA Yoshitarou

医薬局
監視指導・麻薬対策課 係員
三上 夏実
MIKAMI Natsumi

